

## 背景

- 近年、倉庫業者が保管する倉庫面積に占める借庫割合が増加。
- 数ヶ月程度と短い期間の賃借や早期の入庫等の借庫ニーズが顕在化。

→ 上記背景を踏まえ、倉庫業法施行規則等を改正

## 基準適合確認制度の概要

基準適合確認を受けた倉庫を用いて倉庫業を営むにあたっては、確認を受けた時点から変更がないことを示すことで、当該倉庫が施設設備基準に適合しているものとみなし、変更登録において必要となる書類の一部を省略することを可能とします。

これにより、変更登録に係る期間が短縮されます。

## 期間短縮のイメージ



当該制度により倉庫業者による機動的な施設運用が可能となり、物流ニーズの多様化に的確に対応する倉庫業者の事業発展を支援します！

## 野積倉庫・水面倉庫における防犯上の措置

- 野積倉庫・水面倉庫は盗難抑止の観点から、倉庫の周囲に照明設備を義務付けている。
- 一方、倉庫の周囲に照明装置を設置し、夜間は点灯する必要のあることから、周辺住民や農家から明るいなどの苦情が発生。



野積倉庫・水面倉庫の保管施設



住宅地や農地に隣接する野積倉庫

上記実態を踏まえ、照明設備の代替措置として警備業法に基づく警備業務用機械装置の設置等の同等の措置を認めることとします。

## 第七類物品の見直し

- 少量の危険物等を含有する物品（例：リチウムイオン電池等）の保管ニーズの増加。
- 倉庫業法上、危険物については他の物品と分けるために、その量の多寡に関わらず、危険品倉庫への保管を義務付け。
- 一方、消防法等においては、指定数量未満の危険物を他の物品と同じ倉庫で保管することが可能。

### 現行

危険物等の保管は少量であっても**危険品倉庫のみ**

<危険品の例>

- ・スマートフォンやバッテリー等の電池に含まれるリチウムイオン蓄電池の電解液（消防法別表の第四類第二石油類に該当）
- ・ヘアスプレー等のエアゾール製品（高圧ガス保安法の高圧ガスに該当）



### 改正後

危険品倉庫のみならず、**一類倉庫等での保管が可能になります！**

【危険品倉庫】



【一類倉庫】



一類倉庫等で保管可能な物品

- ・消防法第9条の4第1項の指定数量未満のもの
- ・高圧ガス保安法第3条第1項第8号に該当するもの